

意見書案第 12号

介護保険制度における軽度者への給付の見直しに関する意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成28年6月24日提出

提出者	中間市議会議員	小林 信一
賛成者	〃	田口 澄雄
〃	〃	掛田 るみ子
〃	〃	佐々木 晴一
〃	〃	安田 明美
〃	〃	原田 隆博
〃	〃	下川 俊秀

介護保険制度における軽度者への給付の見直しに関する意見書

介護保険制度は平成12年にスタートし、16年が経過しました。元来、「みんなで支える老後の安心」を合言葉に介護保険料を払う代わりに、“いざ”という時には公的介護保険制度で十分な介護が受けられるという制度でした。

次期介護保険制度改正において、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しが検討されておりますが、仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあります。

現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。手すりや、またベッド、歩行器など福祉用具を使えば、残された力を使って自分の用事を果たすことが出来る。まさに自立を促し、そのことが自らの尊厳を守り、維持し、生きる力にもつながっていくものです。

よって、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行い、福祉用具等の利用を、現行どおり介護保険の給付対象とすることを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年6月24日

中間市議会

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
厚生労働大臣	塩崎	恭久	様